

「広島県動物愛護管理推進計画」の見直しについて

令和2年7月17日
食品生活衛生課

1 趣旨

令和元年6月、国は「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「動物愛護法」という。）の一部を改正し、これに伴い令和2年4月には「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための指針（平成18年10月環境省告示第140号）」（以下「動物愛護管理基本指針」という。）の一部を改正したことから、「広島県動物愛護管理推進計画」（以下「動物愛護管理推進計画」という。）の見直しを行う。

2 策定の経緯

平成17年6月、国は動物愛護法を改正し、国の定める動物愛護管理基本指針に基づき、都道府県の区域における動物愛護管理推進計画を定めることを義務付けた。

これを受け県は、関係自治体、獣医師会、動物愛護団体等の関係団体、動物取扱業者、学識経験者、試験研究機関及び地域住民の代表からなる動物愛護管理推進協議会を設置し、本県における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画として、平成20年3月、動物愛護管理推進計画を定めた。

なお、平成24年9月、国は動物愛護法を改正し、これに伴い平成25年8月には動物愛護管理基本指針を改正した。これを受け、県においても平成26年3月に動物愛護管理推進計画の見直しを行い、改正された動物愛護法や動物愛護管理基本指針の考え方を盛り込んだ。

3 計画の概要

人と動物の調和の取れた共生社会実現に向け、「動物の適正飼養」、「動物の愛護」及び「危機管理の対応」の3つの課題に対し、地域住民、飼い主、獣医師会、動物愛護団体等の関係団体・ボランティア、動物愛護推進員、研究機関、市町及び県等動物愛護管理に関わる様々な主体が取り組むべき事項を示した。

4 見直しの方法

動物愛護推進協議会において、協議・検討を行う。

5 計画期間と数値目標

	見直し前	見直し後
計画期間	平成26年度から平成35年度 (10年間)	令和3年度から令和12年度 (10年間)
数値目標	平成35年度の犬猫の致死処分頭数を、平成18年度の致死処分頭数から75%減少（約3,200頭） (平成29年度で50%減少を中間目標とする)	動物愛護推進協議会で検討予定

6 現行の動物愛護管理推進計画の振り返り

(1) 目標の達成状況

項目	中間目標値 (H29年度)	中間実績 (H29年度)	結果
致死処分頭数	H18年度比50%減少 (約6,500頭)	H18年度比98%減少 (190頭)	目標達成
	目標値 (H35年度)	実績 (R元年度速報値)	結果
	H18年度比75%減少 (約3,200頭)	H18年度比96%減少 (454頭)	目標達成

(参考) 犬猫の収容頭数

H18年度	H29年度	R元年度
13,759	5,724	4,715

(2) 課題

致死処分頭数の大幅な削減により、平成 29 年度目標を達成しているが、動物愛護センターに収容される犬猫の頭数は依然として多く、動物愛護団体への譲渡により対応している状況にあるため、収容頭数の削減対策を強化するとともに、更なる返還譲渡の推進を図る必要がある。

7 次期動物愛護管理推進計画のポイント

- 「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指すものとして、10年後の目指す姿を設定
- 「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向け、改正動物愛護法及び改正動物愛護管理基本指針を踏まえた施策の見直し

8 スケジュール (案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定	現行の計画の振り返り 体系整理等			素案検討				最終案検討				公表
動物愛護推進協議会							●素案				●最終案	
議会				●常任委員会 (見直し概要)				●常任委員会 (素案)			●常任委員会 (最終案)	